

第8号議案

(社) 日本スポーツ吹矢協会

教育普及部規程

(目的)

第1条 教育普及部は、(社) 日本スポーツ吹矢協会（以下、本協会という）の理念並びに実技に精通し、会員のみならず、社会に広く教育、普及、啓発していくとともに、スポーツ吹矢の指導者である（上級）公認指導員の指導、育成することを目的とする。

(構成)

第2条 教育普及部のメンバーの構成は、次の通りとする。

- (1) 教育普及部長 1名
- (2) 教育普及部副部長 複数名
- (3) 教育普及推進委員 複数名

(推薦基準)

第3条 教育普及部のメンバーを登用する場合の推薦基準は、次の通りとする

- (1) 会員歴5年以上で、公認指導員を3年以上経験していること。
- (2) 原則として五段以上を保持していること。
- (3) 日常的に教育普及活動ができること。
- (4) 上記の基準に満たなくても、本協会の発展に貢献し、かつ、教育普及のために必要と認められること。

(選出)

第4条 教育普及部のメンバーの選出は、教育普及部会議で人選し、会議出席者の3分の2以上の賛成を得た上で、理事会に推薦する。

2 選出については理事会で協議し、決定すれば会長がこれを任命する。

(任期)

第5条 教育普及部の役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(権限)

第6条 教育普及部のメンバーの権限は次の通りとする。

(1) 昇級昇段試験審査権限

教育普及部は、五段までの審査権限を有する。

(2) 公認指導員（上級を含む）上級公認指導員「資格認定研修会」及び公認指導員「資格認定試験」をはじめ、各県で実施する公認指導員3年次資格更新講習会の講師として担当することができる。

(3) 組織部長または教育普及部長が認めた場合には、担当地域を越えて教育普及活動や昇級昇段試験を担当することができる。

(4) 教育普及部会議において、協会の活動全般について進言することができる。

(義務)

第7条 教育普及部のメンバーは、第9条第1項及び第2項の会議に出席する。

2 本協会が主催する諸行事への出動要請があった場合には、積極的に出動する。

(役務)

第8条 部長は部を統括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときまたは欠けたるときは、部長があらかじめ指名した順序により、部長の職務を代理し、またはその職務を執行する。

3 前第2項の場合、教育普及部会議の合意を得たのち、新たな部長候補を理事会に推薦し、理事会はこれを協議し、決定すれば会長がこれを任命する。

(会議)

第9条 原則として月1回、首都圏（山梨を含む）を中心に教育普及部会議を開催する。遠方で月例の会議に参加できない者には会議議事録を送付する。

2 年2回、全国教育普及部会議を開催する。

3 前第1項及び第2項の会議については、部長がこれを召集し、その議長を務める。

(採決)

第10条 教育普及部会議に提出された各議案についての採決は、出席した者の過半数をもって決議する。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

2 各人の採決権は、ひとり1個とする。

3 継続審議等については、臨時の部会議を開いて決議する。

(解任)

第11条 任期にかかわらず、次の規則に反した場合は、教育普及部を解任する。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 教育普及部のメンバーとしてふさわしくない行動（非行為）があったと認められたとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えられないとみとめられたとき
- (4) その他、本協会が定める諸規定に反したとき

(事務局)

第12条 教育普及部会議を円滑に運営していくために部内に事務局を設置する。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局員 原則として協会本部の職員があたる。

但し、事務局長、事務局次長については、教育普及部のメンバーで構成する。

(改定)

第13条 本規約を変更する時は、部会議で修正案を協議した上で、理事会に上申し、理事会にて議決する。

附則

第14条 この規程は、平成21年12月1日より施行する。

第9号議案

(社) 日本スポーツ吹矢協会

スポーツ吹矢用具審査委員会の設置

(社) 日本スポーツ吹矢協会に、新たに「スポーツ吹矢用具審査委員会」(以下、本委員会という)を設置する。

本委員会はスポーツ吹矢の発展に伴い、用具のより一層の安全性、利便性等について厳格なる審査を行い、その審査を通った用具についてのみ、用具販売事業者に対して本委員会名で「公認証明書」を発行する。

事業者が「公認証明書」を求める場合、所定の「用具審査申請書」を本協会に提出する。

本協会が「公認証明書」を発行した用具については、用具販売事業者と(社)日本スポーツ吹矢協会と正式契約を交わすこととし、原則として10年間の契約とする。

<記>

1. 委員会の設置

委員会の構成を次の通りとする。

委員長	1名	
副委員長	1名	
委員	7名	計9名

2. 委員会の役割

- 1) 委員会は用具販売事業者より「用具審査申請書」が提出されたスポーツ吹矢用具に対し、公認するか否かを審査する。
- 2) 審査の結果、可とするものについては本委員会名にて「公認証明書」を発行し、用具に(社)日本スポーツ吹矢協会公認印を付ける。
- 3) 不可のものについては、用具販売事業者に対して公認しない旨の通達を出す。

3. 認定する用具の種類

- 1) 筒
- 2) 矢
- 3) 的
- 4) 的シール

- 5) 的台
- 6) その他、協会が認定すべき用具

4. 委員会の開催

- 1) 用具販売事業者より、スポーツ吹矢用具の「公認証明書」発行の要請があったとき。
- 2) 本委員会委員長より開催要請があったとき。

5. 「公認証明書」の取り消し及び取引中止

- 1) 用具販売事業者に対し「公認証明書」を発行したとしても、購買者より常識を超えた不良品と認められた場合は、本委員会はこれを取り消し、販売中止を求めることができる。
- 2) 用具販売事業者が、本委員会の厳重注意を無視して不良品の販売を続ける場合は、取引を中止する場合がある。更に悪質な場合は、法的手段に訴える場合もある。

6. 委員会のメンバー

委員長	青柳清会長
副委員長	中村一磨呂専務理事
委員	高橋健常務理事
	横田博文常務理事
	荒井和子理事
	大野美好理事
	尾形眞克理事
	小田部文俊理事
	原紀子教育普及部副部長

第10号議案

(社) 日本スポーツ吹矢協会

個人情報保護管理規程

(プライバシーポリシー)

第1条 (社) 日本スポーツ吹矢協会 (以下、本協会という) は、会員のプライバシーを尊重し、保護するために、住所・氏名・電話番号 (FAX 番号を含む)・メールアドレスなどの会員の個人情報を安全に管理し、保管するとともに本規程を遵守し、目的以外に利用しない。

(個人情報保護指針)

第2条 本協会は、個人情報の収集、利用及び提供を行う場合、第3条に記す使用目的意外に使用しない。

- 2 個人情報の所有者 (情報主体) の権利を尊重し、本人からの情報の開示や訂正、削除の要求は、社会通念や社会慣行に反しない限り実行する。
- 3 個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などに対して、合理的で適切な予防、安全対策を講じていく。
- 4 本協会のプライバシーポリシーは、継続的に見直し、改善を行う。

(使用目的)

第3条 本協会は、収集した個人情報を下記の目的で利用する。いずれの場合でも、個人情報保護指針を遵守すると共に、プライバシーポリシーに則り、取扱には細心の注意を払う。

- 1) 会費納入依頼
- 2) 会員への大会等の案内
- 3) 機関紙その他広告物の発送
- 4) その他、本協会定款に定める目的遂行のために必要な利用

(保有個人情報)

第4条 本協会が保有する個人情報は下記の通りとし、原則としてデータで保管する。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 性別

- 4) 住所
- 5) 電話番号 (FAX 番号を含む)
- 6) メールアドレス
- 7) 会員番号等
- 8) 所属支部・所属カルチャー教室
- 9) 家族会員の情報

(個人情報保護管理委員会)

第5条 本協会は、個人情報の危機管理のために個人情報保護管理委員会（以下、本委員会）を設置する。

2 本委員会の委員は、本協会職員で構成する。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1名
- 3) 委員 5名

(個人情報管理責任者)

第6条 本協会は、収集した個人情報の合理的で適切な安全管理のために個人情報管理責任者を置き、所在地、連絡先等の情報を開示する。

- 1) 個人情報管理責任者
小田部 文俊
- 2) 所在地
東京都中央区銀座5丁目10番13号
- 3) 連絡先
03-5537-0731

(危機管理)

第7条 本協会は、万が一収集した個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩が発覚した場合、別に定める個人情報漏えい緊急時対策の流れに則り、直ちに情報の収集、原因の追究及び対策を講じていく。

(付則)

第8条 本規程は平成21年12月1日より施行する。

(社) 日本スポーツ吹矢協会

個人情報保護の基本方針

1. 基本方針

- ア. 個人情報の収集・利用・提供を行う場合、下記2. に掲げた目的以外に使用はいたしません。
- イ. 個人情報の所有者（情報主体）の権利を尊重し、本人からの情報の開示や訂正・削除要求は、社会通念や社会慣行に反しない限り実行します。
- ウ. 個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などに対して合理的で適切な予防、安全策を講じます。
- エ. 個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。
- オ. 個人情報保護の活動について、内容を継続的に見直し、改善に努めます。
- カ. 団体および会員登録情報の管理規定を制定しこれを遵守します。

2. 目的と使用

- ア. 事業を推進するに当たって支部及び会員からの情報提供を受けます。定款に定める目的遂行するためにのみ提供された情報を活用します。
- イ. 上記の目的を達成するために会員の個人情報を基に、会費納入依頼、会員への事業の案内、支部への連絡及び運営支援、機関誌その他の広報物を会員に発送します。

3. 本協会が保有する個人情報

保有個人情報として下記のデータを保有しています。

- ①氏名
- ②性別
- ③住所
- ④電話番号
- ⑤FAX 番号およびメールアドレス
- ⑥会員番号
- ⑦所属支部
- ⑧家族会員の情報

公益社団法人 日本スポーツ吹矢協会
個人情報管理責任者 総務部長 小田部 文俊
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-10-13
東洋精米機ビル TEL 03-5537-0731

第 11 号議案

社団法人日本スポーツ吹矢協会

スポーツ吹矢普及振興（特別）功労賞等表彰規程

<趣旨>

第 1 条 本規程は社団法人日本スポーツ吹矢協会（以下、「本協会」という）がスポーツ吹矢の普及・振興に多大な功績をあげた者及び団体の表彰について定めるものとする。

<表彰の種類>

第 2 条 本協会に「スポーツ吹矢普及振興（特別）功労賞選考委員会」（以下、選考委員会という）を設置する。

2 県吹矢会として推薦する場合は、それぞれ県に選考委員会を設置し、選考する。

<表彰の種類>

第 3 条 スポーツ吹矢普及振興（特別）功労者に対する表彰の種類は次の三種とする。

- 1) スポーツ吹矢普及振興特別功労賞
- 2) スポーツ吹矢普及振興功労賞
- 3) その他の表彰

<審査及び決定>

第 4 条 被表彰者は、本協会の理事または教育普及部及び県協会の長から、別紙 1 により推薦を受けた者及び団体について、選考委員会で審査し、決定する。

<推薦基準>

第 5 条 被表彰者及び団体に対するの推薦は、次のいずれかに該当するものであること。

- 1) スポーツ吹矢普及振興特別功労賞
 - ①原則として入会 10 年以上の者で、（上級）公認指導員及び県会長、地域支部長が表彰対象となる。
 - ②会員増加、地域支部の設立等に尽力し、本協会の発展に多大な功績をするとともに、地域・職域・学校・福祉等の領域で、有益な公益活動を通

し、スポーツ吹矢の普及振興に顕著な功績があると認められた者又は団体。

③入会10年に満たなくても、特にスポーツ吹矢の発展に多大なる功績を残した者で、理事会の推薦があれば、推薦枠として表彰することができる。

2) スポーツ吹矢普及振興功労賞

①原則として入会5年以上の会員が表彰対象となる。

②会員増加、地域支部設立等をはじめ、公益活動を通して地域貢献を進めるなど、スポーツ吹矢の普及振興に顕著な功績があると認められた者又は団体。

3) その他の表彰（感謝状等）

上記1)、2)の他に、会員・非会員を問わず、協会の発展に寄与するとともに支援活動を進めてこられた個人又は団体を表彰する。表彰は感謝状の贈呈をもって行うこともある。

<推薦枠>

第6条 本協会及び県協会は、次の基準の範囲内で推薦することができる。但し、必要に応じて若干名増員すること場合もある。

1) 特別功労賞被表彰者の推薦枠は次の通りとする。

- ①県協会 2名
- ②（上級）公認指導員 5名以内
- ③地域支部 3名

2) 功労賞被表彰者の推薦枠は次の通りとする。

（社）日本スポーツ吹矢協会 5名または5団体

3) その他の表彰

推薦枠は決めず、随時選考委員会で選考し、決定する。

<表彰者等>

第7条 各年度における表彰者数は、20名以内、5団体程度とする。

表彰は、本協会が主催する大会等において、会長が表彰状及び記念品の贈呈を行う。但し、特別な事由があるときは、会長が指定した者が代行する。

<付則>

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

「スポーツ吹矢普及振興（特別）功労賞等表彰

選考委員会について

委員長	中村 一磨呂	専務理事
副委員長	高橋 健	常務理事
副委員長	横田 博文	常務理事
委 員	大野 美好	理事
	小田部 文俊	理事
	荒井 和子	理事

以上

第12号議案

(社) 日本スポーツ吹矢協会 平成22年主要行事について

<平成22年>

4月11日(日)	第4回「青柳杯」大会 (300名予定)	BumB 東京スポーツ文化館
5月29日(土)	前期・公認指導員資格認定試験	
6月9日(水)	第13回スポーツ吹矢全国大会 (800名予定)	東京体育館
6月25日(金)	第8回理事会	銀座会議室
	第7回社員総会	銀座会議室
	全国教育普及部会議	銀座会議室
7月10日(土)	前期・上級公認指導員資格認定研修会	
7月15日(木)	六段試験	銀座会議室
8月	第2回スポーツ吹矢ジュニア競技会 (50名予定)	会場未定
9月24日(金)	第3回障がい者スポーツ吹矢競技会	会場未定
11月7日(日)	第18回スポーツ吹矢フェスティバル (150名予定)	静岡・長田体育館
11月20日(土)	後期・公認指導員資格認定試験	

<平成23年>

1月5日(水)	新春・吹き初めの会	紙パルプ会館
2月12日(土)	後期・上級公認指導員資格認定研修会	
2月27日(土)	第9回理事会	銀座会議室
	第8回社員総会	銀座会議室
	全国教育普及部会議	銀座会

第13号議案

協会主催の大会及び競技会

開催の考え方について

現在、年間を通じて、本協会が主催する全国規模の大会及び競技会は「青柳杯大会」「全国大会」「障がい者競技会」「フェスティバル大会（ジュニア競技会を含む）」の4種となっている。

昨今、全国的に会員数が増えてきたため、協会主催の大会・競技会の会場の収容能力を超えてきている。また、地方における県大会等もその開催規模を年々大きくなり、会員数の多い県では年2回開催するほどである。

こうした状況を踏まえ、今後、協会が主催する大会及び競技会を以下の計画で進めていきたい。

<記>

1. 協会が主催する4種の大会及び競技会（ジュニア競技会を含む）をそれぞれ原則として年2年に1回実施する。平成23年度より実施する。

2. 今後5年間のスケジュール

平成22年	4月	第4回「青柳杯」大会	BumB 東京スポーツ文化館
	6月	第13回全国大会	東京体育館
	8月	第2回ジュニア競技会	検討中
	9月	第3回障がい者競技会	検討中
	11月	第18回フェスティバル	静岡市長田体育館
平成23年	6月	第14回全国大会	東京体育館（予定）
	9月	第4回障がい者競技会	検討中
平成24年	6月	第19回フェスティバル（第3回ジュニア競技会含む）	BumB 東京スポーツ文化館（予定）
	10月	第5回「青柳杯」大会	BumB 東京スポーツ文化館（予定）
平成25年	6月	第15回全国大会	東京体育館（予定）

平成26年 9月 第5回障がい者競技会 検討中
6月 第20回フェスティバル（第4回ジュニア競技会含む）
BumB 東京スポーツ文化館（予定）
10月 第6回「青柳杯」大会
BumB 東京スポーツ文化館（予定）